

（令和2年4月1日現在適用中）

|   |  |
|---|--|
| 1. 商品名  | ・積立式定期貯金（エンドレス型）   |
| 2. ご利用いただける方  | ・個人のみ  |
| 3. 期間   | ・積立期限には定めはありません。   |
| 4. 預入方法<br>（1）預入方法<br>（2）預入金額<br>（3）預入単位                        | ・自動振替により、1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。<br>・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。<br>・1回あたり1,000円以上<br>・1円単位  |
| 5. 払戻方法   | ・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。  |
| 6. 利息<br>（1）適用金利<br>（2）支払頻度<br>（3）計算方法<br>（4）税金<br>（5）金利情報の入手方法 | ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。<br>・払戻時に一括して支払います。<br>・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。<br>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br>※令和19年12月31日までの適用となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。 |
| 7. 手数料  | —  |
| 8. 付加できる特約事項  | ・総合口座の担保に組入れできます。<br>（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）<br>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。  |
| 9. 中途解約時の取扱い  | ・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。  |
| 10. 貯金保険制度（公的制度）  | ・保護対象<br>この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。                                  |

|   |  |
|---|--|
| <p>11. 苦情処理措置<br/>および紛争解<br/>決措置の内容</p> | <p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課（電話：0776-27-8234）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）<br/>         京都弁護士会（電話：075-231-2378）<br/>         愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p> |
| <p>12. その他参考と<br/>なる事項</p>              | <p>—</p>   |

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。